

官報

号外 昭和四十二年六月二十三日

第五十五回 参議院會議錄第十九号

昭和四十二年六月二十三日(金曜日)

午前十時三十五分開議

○議事日程 第十九号

昭和四十二年六月二十三日

午前十時開議

- 第一 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案及び炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(趣旨説明)
- 第二 道路交通法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第三 通関業法案(内閣提出)
- 第四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書
- 第九 昭和三十九年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 第一〇 昭和三十九年度国有財産無償貸付状況

總計算書

○本日の會議に付した案件

- 一、国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)
 - 一、原子力委員会委員の任命に関する件
 - 一、公正取引委員会委員の任命に関する件
 - 一、土地調整委員会委員の任命に関する件
 - 一、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件
 - 一、運輸審議会委員の任命に関する件
 - 一、日本放送協會経営委員会委員の任命に関する件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 高橋文五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 竹中 恒夫君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 木島 義夫君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議錄第十九号 議長の報告

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 小山邦太郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する特別委員 林 虎雄君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四條を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業共済基金法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

議長の報告 會議日程追加の件 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員) 議事日程追加の件 土地調整委員会委員の任命に関する件 原子力委員会委員の任命に関する件

五六〇

する法律案(小野明君外一名発議)

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案
(小平芳平君外一名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国有林野の活用に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

自治省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

交通安全基本法案(久保三郎君外十八名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

通関業法案可決報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件決議報告書

船舶整備公団法の一部を改正する法律案可決報告書

宮内庁法の一部を改正する法律案可決報告書

石炭鉱業再建整備臨時措置法案可決報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

猪俣 浩三君
畑 和君
佐々木良作君

同 予備員
第一 安倍晋太郎君
第二 橋口 隆君
第三 横山 利秋君
第四 藤波 孝生君

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所

清瀬 一郎君
松田竹千代君
中村 梅吉君
馬場 元治君
中垣 國男君
灘尾 弘吉君
神近 市子君
小松 幹君
松前 重義君
吉田 賢一君

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の通り選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省経済局長事務代理 須磨末千秋君
通商産業省貿易振興局長 今村 昇君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理須磨末千秋君外一名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、
国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員大野市郎君、角屋堅次郎君、坂村吉正君、本院議員園田清充君、高橋衛君、渡辺勘吉君を米価審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めてまいりました。

これらの諸君が同委員につくことができると議決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、原子力委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、原子力委員会設置法第八條第一項の規定により、武田榮一君を原子力委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

〔賛成者起立〕
議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、公正取引委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により、山田精一君を公正取引委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、土地調整委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、日本銀行法第十三条の四第三項の規定により、東畑四郎君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、吾孫子豊君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。内閣から、放送法第十六条第一項の規定によ

り、輒勉君、太田十君、櫻内乾雄君、杉野目晴貞君を日本放送協会経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案及び炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。早川労働大臣。

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症につきましては、昭和三十八年の三井三池の災害以来、ともに一般の関心が高まっておりますが、その後も昭和四十年における北炭夕張、山野炭鉱のガス爆発等、大規模な炭鉱災害が続発し、これにより、重篤かつ多数の一酸化炭素中毒患者の発生をみたのであります。政府としては、かかる炭鉱災害の防止に十全の努力を払うとともに、災害発生に際しては、被災労働者に対する救急対策と災害補償に万全を期してまいったところでありますが、特に炭鉱災害に際しては、著しく多数の一酸化炭素中毒患者が発生し、しかも、重篤な精神神経症状を呈する者が多いことから、昨年の通常国会にお

きましては、一酸化炭素中毒症について何らかの特別な立法措置が必要ではないかと議論が行なわれ、参議院社会労働委員会におきまして、「政

府は一酸化炭素中毒被災者援護措置について差当り炭鉱労働者に限り今後一ケ年以内に立法措置を講ずるよう努力すべき」旨の決議が行なわれたのであります。政府といたしましては、かかる経過等にかんがみ、昨年十月、労働者災害補償保険審議会に對し、一酸化炭素中毒症に関する特別措置について諮問し、去る五月十六日答申を得たのであります。ここに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用範囲につきましては、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に限定してあります。炭鉱災害に限った点につきましては、労働者災害補償保険審議会の答申において、「一酸化炭素中毒症が炭鉱において特に多数発生し、かつ、重篤なものが多く、等の特殊事情および国の石炭政策等にかんがみ、この際は、炭鉱における一酸化炭素中毒症に限って措置するのはやむを得ない」としておるところであり、また、先に申し上げました参議院社会労働委員会における決議の趣旨をも考慮して措置することとした次第であります。

第二に、使用者及び労働者に対し、一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずるよう努力すべき旨の努力義務規定を設けることとしたのであります。炭鉱における一酸化炭素中毒症の防止につきましては、現在、鉱山保安法等において所要の定めがなされているのでありますが、さらに労働者の自主的努力なくしては実効を期し得ないものであることにかんがみ、その趣旨を明文で定めることにしたのであります。

第三に、使用者に対し、一酸化炭素中毒症に関する特別の健康診断の実施を義務づけることとしております。健康診断については、現在、労働基準法におきましても、所要の規定を設けておりま

すが、本法案におきましては、さらに一酸化炭素中毒症に関する災害直後の健康診断を義務づけるとともに、原則としてさらに二年間、定期的に一酸化炭素中毒症に関する特別の健康診断を実施すべきこととしております。

第四に、一酸化炭素中毒症にかかった者に対する介護料の支給についてであります。炭鉱災害の被災者につきましては、もとより労働者災害補償保険法により、療養補償をはじめ、必要な災害補償が行なわれるのでありますが、一酸化炭素中毒症にかかった者のうちには、重篤な精神神経症状のため家族等による特別の介護を要する者が少なくないもので、その実情に應じ特別の援護措置として一定の介護料を支給することとしたのであります。

最後に、一酸化炭素中毒症がなおったと認められた者につきましても、その特殊な症状の推移から必要と認める場合には、アフターケアとして所要の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、健康診断の方法等について専門家の意見を徴するため期間をも考慮し、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日としたのであります。

以上が、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 藤田藤太郎君。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕

○藤田藤太郎君 ただいま議題となりました炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案の提案理由とその内容について説明いたします。去る昭和三十八年十一月九日、三池炭鉱における炭じん爆発は、炭鉱合理化政策の途上に発生した悲惨な労働災害でありました。日本一の優良鉱といわれた三池三川鉱の入り口よりわずか千メートルの地点で大爆発を起こし、大量の一酸化炭素ガスを発生し、これが三川鉱の全坑内、各切り羽に侵入充満して、坑内の労働者は一瞬にして

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案及び炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案 (趣旨説明)

五六二

倒れ、四百五十八名の死亡者と八百名にのぼる一酸化炭素中毒患者を出すという大災害となったのであります。

また、昭和四十二年二月二十二日には、三井三池に劣らない優良鉱といわれる北海道の北炭夕張鉱においてガス爆発により六十一名の死亡者と二十名にのぼる一酸化炭素中毒患者を出すという災害が発生し、次いで四月九日には、日鉄伊王島炭鉱においてガス爆発により三十名の死亡者と十四名の重軽傷者を出し、さらに六月一日には、山野炭鉱においてガス爆発により二百三十七名の死亡者と二十名をこえる一酸化炭素中毒患者を出すという災害が連続して発生し、昭和四十一年十一月一日には、住友別荘においてガス爆発により十六名の死亡者と五名の重軽傷者を出すという災害が発生し、炭鉱におけるガス爆発等による災害の絶滅は期しがたい状態にあります。

一酸化炭素中毒は、肺から吸入された一酸化炭素ガスが血液に入ると、血液中の酸素が減少し、その結果、人体の各組織特に中枢神経系が侵され、人体の各組織に回復不能な後遺症をもたらすものであります。また、心肺系も侵され、それが再び中枢神経系その他に影響を与え、いわれています。一酸化炭素中毒の症状は、中枢神経等の侵された程度により異なりますが、重症の場合は、罹災後数年を経過するも、新生児にみられるような原始反射を示すほか、全く意識なく、全神経の麻痺した状態を示します。軽症の場合でも、痙攣状態を呈するものが多く、身体の動きも少なく、幻覚、妄想等に襲われ、精神分裂症に似た症状を見せるものであり、その他記憶力障害、意欲減退、性格変化を来したとともに、心肺機能、循環器系の障害をも伴うものであります。以上のごとく複雑な病状と悲惨な後遺症を残す疾病であるにもかかわらず、今日の高度の近代医学をもってしても、その根本的治療方法はなく、対症的治療が行なわれているにすぎないのであります。しかも、現行の労働基準法、労働者災害補償保険法及

び鉱山保安法では、その発生の予防において十分であるのみならず、治療の方法においても、この中毒症の特徴からみて、特に必要であると考えられる長期にわたる継続的治療、回復訓練の実施及び職場復帰の機会を与える措置等に欠けるところが多く、中毒患者に対して、適正かつ十分な治療と災害補償が行なわれているとは認めがたいのであります。特に、三池炭鉱の爆発による約七百名以上の被災労働者は、すでに罹災後三年以上を経過し、現行法に基づく補償ではその療養及び補償が困難となつております。したがって炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に關し、適切な予防及び労働者の健康管理の措置を講ずるとともに一酸化炭素中毒症にかつた炭鉱労働者に対し、長期の療養を保障し、また残存労働能力を有する者については、その活用をはかるために特別の措置が緊急に必要であります。

次に、本法律案のおもなる内容を申し上げます。第一に、石炭鉱業を行なう事業の使用者及び労働者は、一酸化炭素ガスの発生とこれによる中毒を防止するため、作業環境条件の整備、関係労働者全員についての防護、その他適切な措置を講じなければならぬこと。また使用者は、労働者に対して一酸化炭素ガスの発生の防止、発生後の応急措置及び健康管理等のため必要な教育を行わなければならないこと。第二に、被災労働者の健康管理に万全を期するため、使用者は、被災労働者に対して所定の健康診断を行ない、都道府県労働基準局長は、被災労働者の健康管理区分を決定するとともに、健康管理手帳を交付すること。第三に、被災労働者の健康保持のため使用者は、健康管理区分により就労可能な者は労働省令で定める危険な作業以外の作業に従事させるようつとめなければならぬことと、被災労働者が作業転換をした場合は、当該作業の転換前に支払っていた賃金に見合う賃金を支払わねばならぬこと。

第四に、使用者は、被災労働者の健康管理区分が決定された場合は、その区分に応じて被災労働者が安定して長期にわたる療養に専念できるようにするにとともに、また残った労働能力を活用させるために、管理一に該当する被災労働者については二年、また、管理二に該当して一酸化炭素中毒症にかかっていると認められる被災労働者については、一定の年齢に達するまでの期間は、労働基準法の規定にかかわらず、これを解雇してはならないこと。

第五に、被災労働者が一酸化炭素中毒症にかかると療養補償を受ける場合、またはリハビリテーションを受ける場合は、その期間中一日につき平均賃金の百分の四十の準障害補償を行なうとともに、一酸化炭素中毒症がなおつた場合は、その障害の程度に応じて、当該障害の存する期間一年につき平均賃金の三百六十日分から百二十日分までの障害補償を行なわなければならないこと。また、常時介護を要する被災労働者に対しては、月額五千円から一万円までの範囲内における額の介護補償を行なわなければならないこと。

第六に、この法律による補償は、労働者災害補償保険によつて行なわれなければならないこと。第七に、本法の規定により、準障害補償、労働基準法の規定による障害補償の額をこえる部分の障害補償及び介護補償の給付に要する費用の二分の一は国庫が、残りの二分の一に相当する部分は当該保険加入者がそれぞれ負担するものとする。

以上のほか、一酸化炭素中毒症に関する予防、被災労働者の健康管理、障害等級の区分、その他事項について調査審議するため、関係労働者及び使用者を代表する者と精神医学または神経医学に關し学識経験を有する者十五人以上の委員を組織すること等であり、なお、この法律の施行時に過去の突発事故により、被災した労働者に対して、この法律を適用するため必要な経過措置

を定めることにいたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大橋和孝君。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法案について、総理大臣並びに関係各大臣にお尋ねをいたします。

三池の爆発で四百五十八名の死亡者と八百二十二人にのぼる一酸化炭素中毒患者が出てから、すでに三年七カ月もたつてゐるのに、まだこの事件は解決してゐないのであります。この問題では昨年の国会決議もあるものであつて、政府当局も前向きに取り組んでゐると思ふのでありますけれども、昨年十月二十五日労働補償打ち切り問題以来、その処理も今日まで解決してゐないのである。ために労災病院に六十名の入院患者は何らの医療、給食も施されず放置されてゐるのである。のみならず、残る七百名近くの患者も、職場に帰ることもできず、医療も受けられず放置されてゐる。これは大きな社会問題となつてゐるのであります。これは今日、一酸化炭素中毒の医学的な説明が十分行なわれてゐない現状を無視し、強引に資本の欲意を受け入れて行なつた行政の基本的な政府の姿勢に起因するものであります。そこで次の諸点について、関係閣僚の見解を聞いたしたいと思います。

まず、佐藤内閣総理大臣にお伺いをいたします。三池の災害後、夕張、伊王島、山野、空知、奔別と、相次いで炭鉱の災害が連続し、多数の一酸化炭素中毒患者が発生してゐるのであります。これらの災害原因は、いずれも労働者の責任は皆無であつて、資本の保安サポーターによるものであります。特に三池における一酸化炭素中毒患者

は、三年七カ月をたつた今日、なお意識を回復しない者、あるいはまた妻の顔さへ識別できないというような悲惨な者もあるが、これらの患者の救済は人道上の大きな問題であつて、昨年、本院社会労働委員会におきましても、特別立法を一年以内につくるよう決議をいたしました。この決議について政府はどのように理解をされているのか。また、このたびの政府提出法案の内容は、当然、一酸化炭素中毒患者の現状に即して十分な救済がはかられるものを具備していなければならぬと考えるのでありますが、総理大臣の所見を伺いたい。

次に、早川労働大臣にお伺いしたい。

第一点は、昨年、本院社会労働委員会における決議は、社会党が第四十八国会と五十一国会に提出した一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案の取り扱いと、その後の三池現地における一酸化炭素中毒患者に対する援護の社会的要請を背景として行なわれたものである。その意味においては、今度の特別立法は、その前提になつたこれらの問題の解決をはかる内容であらねばならないと考えるが、所見をお伺いしたいのであります。

第二点は、現在提出された政府の案は、政府の現在行なっている行政措置の範囲を一步も出ていないものであつて、特別に立法化する意義は失われてしまつてゐるのであります。これは、昨年の社会労働委員会決議の趣旨を無視したものではないか。また、少なくとも国会決議を尊重するといふならば、その前提となつた前国会の社会党法案の骨子、すなわち配置転換と前取補償、解雇制限、障害補償の特別措置等の諸問題について、十分な考慮が払われるべきであると考えますが、この点について労働大臣の見解を述べていただきたい。

第三点は、政府は法案原案の作成にあつて、労災審議会、社会保障制度審議会のいずれにも十分な討議の時間を与えず、基本問題である前取補償、解雇制限等の特別保護措置について結論を得

なかつたので、それを幸いとして、法案内容にこれを入れたことは、国会決議尊重という点に對して、十分な誠意を尽くしたとは言いがたい。これについて労働大臣はどのように考へてゐるのか、意見を伺いたいのであります。

第四点は、三池医療委員会すなわち勝木委員会は、昨年の十月末、解散したと聞いております。三池にはいまなお多数の患者が存在しており、一酸化炭素中毒についての結論的な医学上の説明が行なわれていない現段階において、何ゆゑ解散したのか。われわれとしては、勝木委員会としての信頼性は別といたしまして、このような医療委員会は、まだ当分必要ではないかと思うので、早急に勝木委員会にかわるような、しかも、さらに民主的な医療委員会を設置をして、今後の医療対策の推進と紛争解決に当たらしめるべきであると考えてゐるのでありますが、所見をお伺いしたい。

一酸化炭素中毒予防については、爆発等の予防対策と、事故発生後の中毒予防の二面があるのであります。このことについて、事故発生予防は通産省の所管事項であつて、労働省には鉱山保安の監督権はなく、勧告権のみがあるが、予防対策は当然のこととして、この両面がともに推進されなければならないし、そうでなければ、効果もあげられないと思ふのであります。現在、鉱山保安は通産省で、一般災害保安は労働省で、船員の災害保安は運輸省と、このようにしてはばらばらの労働災害保安対策になつてゐるのであります。しかし、将来労働省に一元化された保安対策でなければ強力なものとならないが、労働大臣はこの点どう考へてゐるのか、所見を伺いたいのであります。

第五点は、本院社会労働委員会決議は、立法措置が成立するまでは、療養その他の援護措置は現状のままとする、となつてゐるが、現実においては、さきに述べたように、七百名以上の大多数の患者が、治療も訓練を受けられずに放置されてい

るばかりでなく、生活保障も与えられず、一銭の収入もなく、一家の生活を労働者同士の救済によつてはかつてゐるような実態であるが、これをこのまま放置しておいてよいのかどうか、具体的な今後の方針を示していただきたいのであります。

次に、菅野通産大臣にお尋ねしたい。頻発するところの炭鉱災害、それは爆発だけでなく、一般災害も増大しているけれども、その原因は、石炭合理化に帰着すると思ひます。この時点で、抜本的な対策樹立が必要だと思はれるが、政府は将来、いかなる対策を講じようとしてゐるのか、見解を伺いたいのであります。

また、今度一酸化炭素中毒の特別法を制定するにあたり、当然のこととして、その内容には災害予防を含めなければならない。特別法である以上、所管官庁の違いとか、行政機関が異なるとかいうような問題は超越して、この法の目的に關係するところの官庁がすべて協力しなければならぬと思ふが、通産省として、一酸化炭素中毒立法に對する基本的な姿勢を述べていただきたい。

最後に、坊厚生大臣にお伺いしたいと思ひます。

一酸化炭素中毒立法は、今回は炭鉱労働者に限るといふことになつております。しかし、一酸化炭素中毒症の発生は、石炭鉱業のみではなく、他の産業にも発生し、また一般社会にも、家庭にも発生してゐるのであります。一酸化炭素中毒症の医療効果は、リハビリテーションの充実ははからなければならないのであります。一酸化炭素中毒を、労働省の問題としてとらえるのではなく、広く一般社会の人道上の問題として、また、国民の医療上の問題としてとらえるならば、厚生省は

この対策に積極的でなければならぬ、このように思ふのであります。厚生省として、今後の一酸化炭素中毒症に對する医療対策や、中毒患者の援護施設の設置等についても、前向きな姿勢で取り組むべきだと思ふのであります。厚生大臣の見解を承りたいのであります。

以上をもつて私の質問は終わるのであります。が、私は、昨年一月と今月と、二度にわたつて現地の状況をつまびらかに視察してまいつたのであります。三池の状況をつぶさにこの目で見て、あるいはまた聞いてまいつたのであります。再三申し上げるとおり、患者や家族または遺族の人たちは、極度に悲惨な生活を送つており、意識障害、情心の障害、心身障害の訴えがありまして、基本的な家庭生活も送れず、大きな社会問題となり、人道上の問題でもあります。こういう悲惨な者を救済する政治的責任をとるという観点に立つて、総理大臣はじめ閣僚各々大臣からの十分な配慮の届いたあたたかい答弁を伺いたいのであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま引用されました四十一年の参議院の社会労働委員会の決議、これは私、もう読む必要はないと思ひますが、ここに手元に持つてまいりましたので、一応朗読させていただきます。

一、政府は一酸化炭素中毒被災者援護措置について、差当り炭鉱労働者に限り、今後一ケ年以内に、立法措置を講ずるよう努力すること。

二、政府は右の立法措置が成立する迄被災者に對する療養その他の援護措置は現在の状態と

変らざるよう措置すること。

右決議する。

この決議の趣旨を尊重いたしまして、このたび、特別措置法を提案したのでございます。私は、労働災害、そのうちでも、ことに炭鉱災害の絶滅を期したい、かような念願のもとに、鉱山保安を一そう充実強化する、そういう方向で努力しております。不幸にして事故が発生いたしました場合の被災者に対しては、この決議の御趣旨により、医療から社会復帰まで十全の処置をとるより、十分注意するつもりでございます。在来の行政措置につきましても、これらの点で、なお御意見も伺い、さらに充実するようにいたしたいものだと思ひます。また、このたび提案いたしました法律案に対しては、社会党からも特別な法案が提出されておりますので、これは超党派で、皆さんの御意見によりまして、りっぱな特別措置をつくる、これは私の考えでもありますので、どうか御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 第一は、参議院の決議と今度の立法との関係の御質問でございます。この新しい立法は、その決議の御趣旨に沿ひまして審議会でもまとまりました。線、すなわち、介護料の支給とか、石炭労働者に限るとか、あるいは健康管理とかというものを中心といたしまして、この法案が立案されたわけでございまして、御趣旨の線に沿った措置だと考えておる次第でございます。その中で、解雇制限あるいは前取保障、配置転換等、重要な問題につきましては、審議会におきまして意見がまとまりました。なお今後の検討課題として検討してまいりたいと思ふ次第でございます。

さいいます。

次に、審議会は早急にこの審議会の意見をまとめたのではないかと御懸念でございます。が、十月以来十回審議会を開きまして、そうして、公聴、労使三者一致した結論が出ました次第でございます。その結論に従ひまして、今回、国会に政府案を御提案申し上げた次第でございます。

第三番目の、三池医療委員会を廃止、解散したのとはどうかと、こういう御意見でございます。が、これは三年間にわたりまして医療委員会は一応の結論を出されまして、政府に三池災害の経過報告と意見書を提出されました。また同時に、この委員会から、もう辞職したいという強い御要望がございましたので、委員会を廃止したのでございます。が、それにかわりまして、八名の医療専門家を労働省は委嘱いたしました。三池のこの中毒患者の問題に、専門的な顧問として委嘱をして働いていただいておりますのでございます。

四番目には、通産省との鉱山保安に関する行政の一元化をはかる、労働省で一元化しろと、こういう御意見でございます。現在、御承知のように、鉱山に關しましては、通産省の鉱山保安局がやっておりますが、労働省も決してこれとは無関係なわけではないのでございます。法律によつて勧告権を与えられております。この勧告権を、三十一年以来四回にわたりまして実行をいたしました。通産省と一体となりまして労働災害の防止に努力いたしておるのが現状でございます。

最後に、三池災害の中毒者の実情でございます。が、現在、三池災害による被災者は八百余名ございまして、なお療養を必要とする者は八十四名、これは現在療養を継続中でございます。その他の七百余名のうち、一部は症状が回復し、逐次職場に復帰しておりますが、残りの大部分は、昨年十月に、三池医療委員会の医学的所見により治療したとの判定が下され、職場復帰のための訓練等の措置が講ぜられていたのが現状でございます。ただ、これらの治療と判定されました者のうちで、三百六十名につきましては、これらの治療判定の処分を不当として、審査の請求がなされており、現在、慎重に審理中でございます。いずれ近く、権威ある専門医師の診断意見が出されるので、それによりまして、治療したかしないか、医療的最終決定がなされる予定になっておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅野和太郎君) 石炭の合理化が炭鉱災害の原因になっておるのではないかと御質問がございましたが、申すまでもないことではあります。が、保安の確保ということが人命尊重の基本でありますので、したがしまして、保安の確保ということを石炭政策の基本としてやっておるのであります。これを合理化する場合にも、保安の確保ということを基礎として合理化をやっておる次第であります。なおしかし、炭鉱災害が起らないようにするために、監督指導の体制を拡充強化いたします。また、保安の施設の整備もやっておりますのでありますが、なお保安の教育を施すために、重要地点に鉱山保安センターを設けて、そして保安に当たる人々を養成したいと、こう考えている次第であります。

それから、この炭鉱災害の問題について、災害を絶滅するようなことにについての根本的な対策がないかという御質問がございましたが、もちろん、われわれは、保安の確保ということが重要な問題でありますので、したがしまして、一酸化炭素中毒症を防止するためには、何よりも炭鉱の災害の絶滅ということを期したいということで、通産省といたしましては、災害原因の技術的な解明につとめるとともに、鉱山保安法規の整備をはかつておるところでありまして、今後ともその強化をはかりたいと考えておる次第であります。

なお、この一酸化炭素中毒症の発生を防ぐという点において、労働省とはよく協力して、万端漏なきを期したいと考えている次第であります。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問にお答え申し上げます。

一般に、一酸化炭素中毒患者については、事故が起つたら、できるだけ早くこれを発見して緊急に治療を行なうことが、患者救済上最も必要なことであります。現在、交通事故をはじめとして、このような緊急を要する医療体制を整備するために、強力に救急医療対策を推進しておるのでございまして、一酸化炭素中毒患者の救済策も、この一環として推し進めてまいりたいと思っております。

それから、一刻も早く手当によつて生命を取りとめ、もとのからだに回復させるための努力が行なわれることが第一でございますけれども、不幸にしてこの手当がおくれることによりまして、後遺症を残すといったような場合もあることは予想されます。このような人々のためには、リハビリテー

ションを進めることによって、社会復帰の促進をはかるべきものであります。目下、国立病院、国立療養所をはじめとして、医学的リハビリテーション施設の充実をはかっているところでございます。一酸化炭素中毒患者のリハビリテーションもこれによって促進されるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、道路交通法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。藤枝国務大臣。

〔国務大臣藤枝国務大臣登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝国務大臣) 道路交通法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

この法律案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故の防止をはかるため、所要の規定を整備するとともに、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通違反事件を迅速かつ合理的に処理するため、交通反則通告制度を新設すること等をその内容としております。

まず、交通事故の防止をはかるための改正について説明申し上げます。

第一は、横断歩行者の保護の徹底をはかるため、交通整理の行なわれていない横断歩道を通過する車両等の通行方法に關する規制を強化すること

とであります。

第二は、大型自動車による交通事故を防止するため、所要の規定を整備することであり、その内容は、運行記録計による記録及び保存について規定すること、積載制限違反の罰則を強化するとともに、安全運転管理者等が積載制限違反の運転を下命し、または容認することを禁止すること、並びに大型自動車免許の資格年齢を二十歳に引き上げる等、大型自動車の運転の資格要件を引き上げることとあります。

〔議長退席、副議長着席〕

第三は、運転免許の行政処分の制度の合理化をはかるための改正であります。そのおもな内容は、運転免許の効力の仮停止の制度の新設であります。これは、酒酔い運転またはひき逃げの死傷事故、居眠り運転による死亡事故等一定の悪質重大な交通事故を起こした者については、警察署長が運転免許の効力を二十日間仮停止することができるとし、都道府県公安委員会がその者の運転免許を取り消し、またはその効力を停止するまでの間における危険を排除しようとするものであります。もとより、この仮停止を受けていた期間は、運転免許の取り消しまたは効力の停止を受けた場合の期間に算入することとしております。このほか、運転免許の行政処分の迅速化をはかるため、都道府県公安委員会の運転免許の効力の停止等に関する事務の委任の規定を設けること等もその内容となっております。

以上のはか、若干の規定の整備を行なっております。次に、交通反則通告制度の新設のための改正について説明申し上げます。

まず、この制度は、自転車、荷車等を除く車両等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微であつて、現認、明白、定型のものを反則行為とし、反則行為をした者に対しては、警視總監または道府県警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為について刑事訴追をされず、一定の期間内に反則金の納付がなかったときは、本来の刑事手続が進行するということを骨子とするものであります。これによって、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通違反事件について、事案の軽重に応じた合理的な処理方法をとるとともに、その処理の迅速化をはかることとあります。

次に、この制度は、事案の軽重に応じた処理をすることを目的としておりますところから、反則行為をした者であっても、無資格運転者、過去一年以内に運転免許の効力の停止を受けたことがある者等、危険性が高いと考えられる者に対しては、この制度を適用しないこととしており、また、少年につきましては、この制度を適用しないこととしております。

次に、この制度は、警視總監、または道府県警察本部長の通告によって反則金を納付するのがたまたまとなつておりますが、警察官の告知の制度を設け、この告知によって反則金を仮納付することができるとし、国民の利便をはかつております。

次に、反則金の額は、その最高限度額を法律で定め、その限度額の範囲内で反則行為の種別ごとに政令で定額を定めることとしております。また、反則金は、国に対して納付することとしておりますが、国は、当分の間、交通安全対策の一環として、反則金収入額に相当する金額を、交通安全対策特別交付金として、都道府県及び市町村に交付することとしております。この交付金は、地方公共団体が単独事業として行なう道路交通安全施設の設置に要する費用に充てさせるため、交通事故の発生件数、人口の集中度等を考慮して、政令で定める一定の基準により交付することとしております。

なお、この交通反則通告制度は、全く新しい制度でありますため、実施のための準備に相当の期間を要すると考えられますので、この制度の実施は、昭和四十三年七月一日からとしております。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。松本賢一君。

〔松本賢一君登壇、拍手〕

○松本賢一君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま御説明のありました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、佐藤総理並びに関係各大臣に御質問を申し上げます。

質問にあたりまして、前もって御注意なりお願いなり申し上げておきたいことは、皆さん方、つまり大臣諸卿の御答弁をいつも伺っております。ややもすれば、的はずれであったり、つじつまの合わないような論理を展開されたいいたしますので、きょうはひとつ、そのようなことのないようにお願いいたしますと存じます。

質問の最初にお尋ねいたしたいのは、この改正

案と並行して、政府は、刑法の一部改正案を提出しておられますが、それは、業務上過失あるいは重過失の事件に対し、懲役刑を適用するという改正であります。しかし、これは、その改正の理由が、政府も説明しておられますとおり、悪質な自動車事故に起因するものであります関係上、基本法である刑法の改正によって、自動車事故以外のあらゆる過失事件に大きな影響を与えるのは、いささか当を失しておると考えます。それよりも、むしろこの際、特別法である道交法の改正によって、自動車事故の悪質なものや処罰することが、筋も通るし、国民の理解も得やすいと思うのでございすが、政府は、なぜ刑法の改正に固執して、道交法の改正によううとはなさらないのか、法務大臣並びに国家公安委員長のお考えを承りたいと存じます。

次に、この改正案のうち、その眼目ともいえるべき反則金制度について御質問申し上げます。

この反則金制度は、今回初めて脚光を浴びたものであります。この制度そのもののよしあしは別として、私は、いま示された原案には、一見ささいなことのように、実は大きな矛盾が含まれていることを指摘したのであります。この制度にいう反則行為とは、提案理由の説明により、まず、「違反行為のうち比較的軽微なもの」といい、また、去る十三日の衆議院における国家公安委員長のお答弁では、「非常に軽微な違反に限定」と言っておられます。軽微な違反とは、ついさうか、ちよつとした不注意とかで起こした違反と考えるのが常識でありましょう。ところが、この法律案の別表に列記されております反則行為の中身は、必ずしもそうではありません。たとえばス

ピード違反におきまして、バスも、ダンプも含めた大小全車両にわたって、制限速度超過二十五キロまでのものが、ことごとくこの反則行為の中に含まれておるのであります。また、トラックやダンプの積載量の超過違反は、青天井でこの中に入っておるのであります。しかも、その両方が同時に犯されても、それが酔っぱらい運転や無免許運転でない限り、やはり単なる反則行為と認められておるのであります。私もハンドルを持った経験がございすが、五キロや七キロのスピード・オーバーなら、ついさうかというところもあり、単なる反則行為とも言えましょう。しかし、二十五キロもの大幅オーバーは、たとえば、人間も通り、自転車も通り、あの狭い国道や県道を、ダンプカーやトラックが八十五キロのスピードでぶつとばすことではあります。しかも、同時に、積み荷を二倍も超過している場合もあり得るのであります。そんなことが、ついさうかや、ちよつとした不注意で起こる現象ではありません。それはもう交通安全思想など無視された全く質的に異なつた危険な行為と言わなければなりません。こうしたものを十は一からげにひっくり返して「非常に軽微なものの中にランクすることは、運転車の安全意識をゆるめ、一方では、たださう問題になつておりますノルマ過重の傾向を助長することにならぬかを憂えるものであります。公安委員長の御答ををいたしたいと存じます。

世はあげて交通安全を叫んでいるときに、危険なものともうでないものと混同することは、国民を戸惑いさせるもので、慎重に検討すべきものと考えます。と同時に、私は一方では、この反則金の考え方をいま一歩前進させて、ほんとうに危険を伴わない単なる形式的な反則に対しては、この

法案にいう反則行為よりも、いま一つ下にランクして、単に説諭を与える程度にとどめるような制度を考えるべきだと思います。また、この制度の実施にあたっては、運転者の業務に支障を来したり、生活に影響を及ぼしたりするような取り扱い、たとえばやたらに免許証を取り上げたりするごとき処分をできるだけ少なく、簡略にするよう心がけるべきだと思います。こうした基本的な考え方に基づいて一方ではきびしく交通の安全と秩序を守り、一方では悪意なき者の生業をあたたく守ることが、政治の要諦であると心得ますが、これに対する総理並びに公安委員長の御見解を承りたいと存じます。

なお、この反則金制度によって徴収する反則金の総額は百四十億と見込まれているのであります。これは交通安全特別交付金として地方自治体に交付されることになっております。すると、市長さんや村長さんが、交付金はしきりに、反則多かれと祈るような、珍妙な現象が起こるかもしれません。まあ、それはそれといたしまして、この交付金が、他の法律、たとえば交通安全緊急措置法などによって国が行なうべき事業の地元負担金などごつちやにされて、自治体のプラスアルファにならぬかもしれない心配があるのですが、この点はつきりさせておいていただきたいと思います。この私の質問と同様の質問に対し、衆議院における総理の御答弁は、その金では歩道橋を設けるのだとか、信号機をつくるのだとか、少々のはずれだったように思われますので、きょうは的のまん中を射抜くような御答弁をお願いしたいと存じます。

次に私は、本法案と関係の深い交通問題について、一、二お伺いしたいと存じます。「黄河の水を治める者は天下を治める」とは堯舜のいにしえのことではあります。いまや日本の現状は、「車の洪水」を治めなければ真の為政者とは言われなないのであります。車の洪水を治めるのには、第一に道路の整備であります。現状では車と道路とのアンバランスがなかなか解消できないのではな

いかを憂えるものであります。いかがなものでしょうか。この点について、西村建設大臣は衆議院での御答弁で、それは第五次五カ年計画によっておおむね対処し得る、自動車の伸び率は一六％だが、道路事業費の予算も一六％伸びていると、こうおっしゃっておるのであります。しかし、これは理屈がどうもおかしいので、自動車はお札の上を走るんじゃないんですから、予算が車の台数と同じ率でふえるからいいというのではありますまい。私がつじつまの合わない論理と申し上げたのはこういうことをさしたのであります。どうかきょうは、つじつまの合った御説明を建設大臣にお伺いしたいと思ひます。

次に、車に対する歩行者の問題です。これが日本における交通事故の最も大きなパーセンテージを占めておるわけでありまして、これを解決するには、第一が歩行者保護施設の完備、第二が車の運行、すなわちスピードなどの問題です。保護施設については、昨年十二月十五日のあの愛知県における大惨事以来、総理府の交通対策本部におきましても大いにあわてて力こぶを入れ、昨年立てた交通安全施設整備事業三カ年計画を早めて、本年度中に大部分やつてしまふという決定がなされておりますが、この三カ年計画の進捗状況と今後の増強計画について建設大臣からお聞かせ願ひたい

と同時に、特に総理大臣にお願い申し上げたいのは、きょうは大蔵大臣がお見えになっておりませんので、この計画の財政的裏づけについて、大蔵大臣は研究費なら金を出すのを惜しまないとおっしゃっておりますが、研究費などよりも、このほうをもっと早く出し惜しみしないように説得していただけるかどうか、お伺いいたしたいと思ひます。

第二の、車の運行について、先ほど私はスピードの問題をやかましく申しましたが、かといつて、私は違反者を大いにつかまえて重く罰せよと決して主張しているものではありません。警察官諸君は、どうも違反者をつかまえるのにはすこぶる熱心ですが、違反の起こらないように親切に指導する努力が少し足りないんじゃないかと思われまふ。警察官は常に運転者のよき助言者であるべきで、いやしくも点数かせぎのため運転者を不意打ちにするような態度は改めねばならぬと思ひますが、公安委員長のお考えを承りたいと存じます。

次に、事故を防止するには、運転者の心身の状態をよくしておくことが大切と思ひますが、これには労務管理が重要な問題であります。労働大臣の説明によりまして、ダンブカーなどの運転者の二七％が十時間以上働いているようであります。これはゆゆしい問題でありまして、現在行政的な指導にとめておられるようでありますが、なかなかそんなことではなまぬるいと思われまふ。そこで、労働大臣にお伺いいたしたいのですが、この際、労働基準法を改正して、業務上の運転者の労働時間を制限し、ノルマ過重のために違反や事故を起こすことのないよう法的措置をとることができぬものかどうか、お答え願ひたいと存じます。

します。

最後に、総理大臣にお伺いいたします。現在、政府は、交通対策本部あるいは関係閣僚協議会を持って、交通問題にかなり積極的な態度を見せておられるはしますけれども、まだいままでのところ、いわゆる交通戦争に対する戦術的な対策に迫られ、基本的な戦略が確立されているとは申されません。戦略の確立こそ交通戦争に勝つ道であります。そこで、私は、道路の整備及び安全施設の整備、交通安全思想の徹底、交通秩序の確立、事故犠牲者に対する補償など、いわゆる四本の柱、その他、物心両面にわたる総合的な交通安全基本法といふものをつくる御意思があるかどうか、もしすでにその準備が進められているとすれば、いつごろ御提案になれるか、総理の明白な御答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

ただいま自動車事故が起きておる、これはほんとうにどうしたら絶滅が期せられるか。私は、国民総ぐるみ運動によって自動車事故の絶滅を期したい、かように念願しております。ただいまの松本君の御意見も、この点について、るる御説明がございました。特に御自分の体験からしてのお話もございました。私も傾聴したのでございます。ただいま申し上げますように、輸送交通、これはまことに大事なことでございます。しかし、この輸送交通が事故を発生した場合に、これが大事なことだといふことで、この事故を弁護するわけにはまいりません。私はそういう意味で、事故発生者の責任、これは十分、その範囲、有無に関しま

して、十分調査も必要でございますが、事故発生者の責任は重大視しなければならない、かように私は思っております。そういう意味で、いろいろ刑法の改正の問題が考えられたり、あるいはまた事故の件数、頻発するその状況から見まして、いかにしたらこの事務処理が円滑にできるか、こういうようなところから、今回特に反則金制度なるものをくふういたしましたのであります。私は、この事故絶滅、また交通の重要性等から見まして、起こる違反行為あるいは事故、こういうものに対処する場合の警察当局なり検査当局等、これは同情すべき点は同情いたしますが、事故をなくするといふことに重点を置いてぜひとも法の運用をはかっていたいただきたい、かように私は思ひのであります。それかと申しまして、ただいまお話になりましたように、事、生活権に関する問題だ、まことに重大な問題である、かようにも言われるので、その衝に当たるといひましては、これがいやしくも過酷に過ぎる、こういうことがあつてはならないと思ひます。ただいま行政のむずかしい点、政治のむずかしい点、こういうところじゃないか、るるお話になりました。私もそのとおりに考えるのでございます。ただいま、この時代に

おきまして、何とかして交通秩序を確立し、交通事故を起こさないように、最善の努力をしたいと私は考えるものでございまして、そういう意味で、運転者諸君もぜひとも協力をしていただきたい、かように念願するものであります。もちろん私は、取り締まり官庁に対しましては、ただいま御注意のありました十分に思ひをいたしまして、生活権を守り、また過酷にならないように、また権力的にならないように、十分注意するようにいたしたいものだと思っております。

たしたいものだと思っております。

次に、反則金の使い方の問題であります。これが特別交付金として市町村に出されました場合に、いわゆる国の直轄事業あるいは補助事業にこの金を使つてはならない、財源にしてはならない、この金はどこまでも単独事業に充てるのだ、こういうことがはつきり、実は明らかにしてあるのでございます。ただいま、施設あるいは信号機等の話が出ましたが、私は、そういう点も地方公共団体が単独事業としてする場合もあるのでございますから、いわゆる国の直轄事業あるいは補助事業、こういうものとはせつ然と区別する、こういう考え方でございます。

次に、大蔵大臣に対して、十分の財源措置をとるようにとりことでございますが、これは私、総理といたしまして、予算編成上において、財政の許す限り最善の努力をするようにいたすつもりであります。

次に、交通安全基本法をつくれ、こういう御提案でございます。私は、交通安全基本法の四本の柱として述べられるもの、これは、それぞれまことに意味があり、大事なことだと思っております。しかし、まだこの安全基本法の中身については、さらに私は検討を必要とするのではないかと思っております。ただいま直ちに安全基本法は起案する、提案するといふようなところまでは行っておりません。しかし、冒頭に申しましたように、交通事故、これを国民総ぐるみ運動で絶滅を期したい、かように念願しておりますので、前向きでこの中身をさらに検討してみたい、かように思っております。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 刑法改正については法務大臣からお答えしたほうがよろしいかと存じますが、私どもの理解の範囲におきましては、業務上過失致死傷罪というものは、元来、刑法の体系に入るべきものでございますので、その中で、自動車による業務上過失致死傷罪だけを摘出するのはいかかかと存じたわけでございます。

反則行為の中には、軽微な軽微だと言うが、危険なものがあるではないかというお話でございます。スピード違反、積載制限違反などは危険なところもございしますが、元来、この制度の対象となるものは、酔っぱらい運転、あるいはひき逃げ、無免許運転というようなものを除き、しかも、たびたび事故を起こしたような反復行為者もこれから除いておきます。それで、この反則行為をした者でありまして、反則金を納めるほかに、運転免許の取り消し、停止を受けるような場合もございしますので、そうすれば、それは反復行為者になりますので、この制度からははずれるわけであります。それで、この程度のものでよろしいのではないかと存じております。

警察は指導本位であれ、運転者のよき助言者であれというお説につきましては、まさにそのとおりでございます。従来もそのような意味におきまして、できるだけ指導本位に、違反を起こす前に注意をして是正をするという努力につきましては、警察官の教養につとめてまいりましたわけでございますが、今回のこの反則金制度になりますれば、なおさらそのことが必要でございしますので、この一年間の間におきまして、さらに教養を深めさせてまいりたいと思っております。

なお、反則金による交通安全特別交付金につき

ましては、ただいま総理から申し上げましたが、要するに、直轄や補助の地方負担には充ててはならないということがはつきり書いてございます。また、その使途等については報告を求めることもできますので、この特別交付金ができました趣旨にのっとり使用されるように今後地方団体を指導してまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中伊三次君) 別案で刑法の一部改正をお願い申し上げておりますが、なぜ刑法の一部改正でやるのか、これを道交法でやればよろしいではないかという御意見でございます。ごもつともな御意見と考へるのでありますが、ありのままだに申し上げますと、最近の交通事故中、特に目立つものは、自動車という凶器を振りかざして人を殺傷するような悪質な者が非常に多くなっております。で、そういう悪質な者、いわゆる殺人傷害罪をもつて処断すべきものであると考へられるような業務上の過失致死傷罪がふえてきたわけであります。それをかりに道交法の改正でやるというたしますと、軽いものは刑法に残っている、悪質な重いものは道交法で処断するという、同じ業務上の過失致死傷罪、重過失致死傷罪という同じ罪名に關して、刑法という法律と道交法という法律と二つの法律が國家にあるということになるわけであります。そういうところから見ますと、かりに道交法の改正をいたしました場合には、自動車の運転者のみは悪質の場合に重い刑罰を受ける。自動車の運転者でない似たものといいたしましては、電車の運転手、汽車の運転手、船舶の運転手、飛行機の運転手というようなき場合には、いかに悪質な違反がありまして、これは

刑法によって軽く処罰せざるを得ないことになってくる。で、刑罰法規の大原則は、申し上げるまでもなく、公平でなければならぬということが原則でございます。そういう点から、どうしても道交法の改正に持つていくわけにはいかない、やはり刑法を改正するということによって悪質の場合においてのみ嚴重処罰をしよう、こういうことがねらいでありますから、どうか御協力をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村英一君) 私に対する御質問の第一点は、交通量と道路とのアンバランスの解消をどうしてするかということでございます。自動車生産、自動車の運営というものを押えられない限り、やはり道路の新設、道路の改良ということをお、予算をたくさん投入しましてやる以外に方法はないのでございます。したがって、今回の第五次五カ年計画の改訂につきましても、従来の四次計画では自動車の増加に対応できないので、今回改正をしたいと思います。また、第五次五カ年計画をやる場合でも、この相当先の見通しをつ

うことで、その自動車の伸び率と予算の伸び率を申し上げたのでございまして、これは私、参考のために申し上げたのでございまして、あくまでも自動車道路を改良するというところにあるのでございまして。第二点の問題は、交通安全整備のこの進め方はどうかと申しますが、大体昨午交通安全施設の整備計画を立てまして、四十一年と四十二年でおよそ三百五十億、六三〇億ぐらいの見通しでございます。しかしながら、この金をもつていたしまして、まだ最近の自動車事故には、やはりあまり改善は、われわれが期待するように改善はできませんので、新しい観点からこの安全施設につきましては将来とも十分取り組んでいきたいと、かように考へておるものでございます。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 交通事故をなくするため、運転者の労働条件の向上という面からアプローチをし、また必要であれば基準法を改正しろという御意見でございます。私といたしましては、交通事故対策に、運転者の労働管理の面からアプローチしていくという御意見に対しては全く同感でございます。労働省といたしましては、昭和四十二年二月九日に特に自動車運転者の労働時間等の改善基準をつくりまして、全国一萬二千の事業場につきまして監督を実施いたしました。また、四十一年度は一般産業の三倍にわたる事業場の実施率をはかっているわけでございまして、超過勤務、休日を与えないとか、あるいは過当な歩合い制度等は、労働基準法の現在の法律にも抵触をいたしますので、そういう事業主に對してはどしどし処罰をする方針で実施をいたしておる次第でございます。したがって、労働基準法を特に

改正するよりも、現にある労働基準法の条項を完全に変更するよりも労働省は指導してまいりまして、労働面から交通事故の根絶のために努力をいたしたいと考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第三、通関業法案(内閣提出)。

日程第四、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通関業法案

右

国会に提出する。

昭和四十二年五月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

通関業法案

通関業法

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号 通関業法案外一件

税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 通関業

第一節 許可(第三条・第十二条)

第二節 業務(第十三条・第二十二條)

第三章 通関士

第一節 通関士試験(第二十三條・第三十條)

第二節 通関士の資格(第三十一條・第三十八條)

第四章 通関業者等の責任(第三十四條・第三十八條)

第五章 雑則(第三十九條・第四十條)

第六章 罰則(第四十一條・第四十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従ふものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)

その他関税に関する法令に基づき税関官署に對してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む、貨物を保税地域に入

れ、又は保税地域から出すことの届出を除く。以下「通関手続」という。)

(イ) 輸出(関税法第七十五條に規定する積みもどしを含む。)又は輸入の申告

(ロ) 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

(ハ) 保税倉庫若しくは保税工場に外国貨物を置くことの承認の申請又は保税展

示場に入れる外国貨物に係る関税法第六十二條の三第一項の申告

(ニ) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は大蔵大臣に對してする不服申立て

(ホ) 通関手続、(ロ)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に對してする主張又は陳述

(ヘ) 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は大蔵大臣に對して提出する通関手続又はイの(ロ)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(以下「通関書類」という。)を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行なうことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、第三十一條第一項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

第二章 通関業

第一節 許可

(通関業の許可)

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 税関長は、前項の許可に条件を附することができる。

3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 税関長は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。

5 第一項の規定は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三條第一項の規定により弁護士が行なう職務については、適用しない。

(許可の申請)

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通関業務を行なおうとする営業所の名称及び所在地

三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十

三条の規定により置こうとする通関士の数
四 通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものに限り、当該貨物の種類
五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他大蔵省令で定める書面を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。

四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていないこと。

(欠格事由)

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号の一に該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者であつて復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして罰金(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(料料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第九十九条から第一百二十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)又は第一百十三条の二の規定(ロイに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとする)に關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通

関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

八 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)のうち前各号の一に該当する者があるもの

(関連業務)

第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

(営業所の新設)

第八条 通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

(営業区域の制限)

第九条 通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域(第三条第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条

において同じ。)内においてのみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するものについては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

(許可の消滅)

第十条 通関業者が次の各号の一に該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡し、又は法人が解散したとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

2 税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8 第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者(その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。)が引き継ぎ当該許可を受けているものとみなす。

(許可の取消し)

第十一条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

2 税関長は、前項の規定により通関業の許可の

取消しをしようとするときは、あらかじめその者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与え、同時に、第三十九条第一項の審査委員の意見を聞かなければならない。

(変更等の届出)

第十二条 通関業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、その者(第三号の場合にあつては、政令で定める者)は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

第二節 業務

(通関士の設置)

第十三条 通関業者は、その通関業務を行なう営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該営業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その営業所において取り扱う通関業務が、

第九条ただし書の場合を除き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることになつてゐる場合

二 その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類(貨物のみに限られてゐる場合)の貨物である場合は、前項の規定によるほか、その通

関業務を行なう営業所に通関士を置くことができる。

(通関士の審査等)

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの(通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限り)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

(更正に関する意見の聴取)

第十五条 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、関税法第七条の四第一項又は第三項の規定による更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所屬又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に關し意見を述べ、機会を与えなければならない。ただし、当該関税の額の増加が計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかでない誤りに基因するものである場合は、この限りでない。

(検査の通知)

第十六条 税関長は、通関業者の行なう通関手続に關し、税関職員に関税法第六十七条の検査その他これに準する関税に関する法律の規定に基づく検査で政令で定めるものをさせるときは、当該通関業者又はその従業員の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十七条 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない。

(料金の揭示等)

第十八条 通関業者は、通関業務(第七条に規定する通関業務を含む。)の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように揭示しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の料金の額について必要な定めをすることができるとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して料金を受けてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務に従業者は、正当な理由がなく、通関業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの者でなくなつた後も、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第二十条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(押印等の効力)

第二十一条 第十四条の規定による通関士の記名押印又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分(効力に影響を及ぼすものと解してはならない)。(記帳、届出、報告等)

第二十二条 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務(第七条に規定する通関業務を

含む。以下この項及び第三項において同じ。)に關して帳簿を設け、その収入に關する事項を記載するとともに、その取扱に關する通関業務に關する書類を一定期間保存しなければならない。

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務に従業者(当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務に従業者)の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱に關する通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

第三章 通関士

第一節 通関士試験

(通関士試験)

第二十三条 通関士にならうとする者は、通関士試験に合格しなければならない。

2 通関士試験は、通関士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、次に掲げる科目について行なう。

一 関税法、関税定率法その他関税に關する法律及び外国為替及び外国貿易管理法(同法第六章に係る部分に限る。)

二 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

三 通関業法

第二十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、通関士試験において当該

各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して十五年以上になる者 前条第二項第一号及び第二号に掲げる科目

二 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して五年以上になる者 前条第二項第二号に掲げる科目

(通関士となる資格)

第二十五条 通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する。

(受験手数料)

第二十六条 通関士試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通関士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

(試験の執行等)

第二十七条 通関士試験は、毎年一回以上、大蔵大臣が決定する問題により、各税関長が行なう。ただし、試験の採点は、次条第一項の試験委員が行なう。

(試験委員)

第二十八条 大蔵大臣は、毎回の通関士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、十五人以上の試験委員を委嘱するものとする。

2 試験委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱する。

(資格の取消し等)

第二十九条 税関長は、不正の手段によつて通関士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 税関長は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年以内の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとすることができる。

(省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、通関士試験の受験の手続その他通関士試験に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 通関士の資格

(確認)

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を税関長に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、通関士となることができる。

一 第六条第一号から第七号までの一に該当する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者(当該処分の起因となつた違反行為をした者を含む。)

ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

(通関士の資格の喪失)

第三十二条 通関士は、次の各号の一に該当するときは、通関士でなくなるものとする。

一 前条第一項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなつたとき。

二 第六条第一号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三 第二十九条第一項の規定により通関士試験の合格の決定が取り消されたとき。

四 偽りその他不正の手段により前条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

(名義貸しの禁止)

第三十三条 通関士(前条第一号の規定に該当し、第二十二条第二項の規定による異動の届出がない者を含む。)は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

第四章 通関業者等の責任

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その通関業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三條第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附された条件又は関税法その他関税に関

する法令の規定に違反したとき。

二 通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に関する法令の規定に違反する行為があつた場合又は通関業者の信用を害するような行為があつた場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2 税関長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(通関士に対する懲戒処分)

第三十五条 税関長は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(調査の申出)

第三十六条 何人も、通関業者又は通関士に第三十四条第一項又は前条第一項に該当する事実があると認めるときは、税関長に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(処分の手続)

第三十七条 税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該通関業者又は通関士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければ

ばならない。

2 税関長は、第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を、第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聞かなければならない。

3 税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(報告の徴取等)

第三十八条 税関長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通関業者から報告を徴し、又は税関職員をして通関業者に質問させ、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 税関職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雑則

(審査委員)

第三十九条 税関長は、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定による処分について意見を聞くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2 審査委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱する。

(名称の使用制限)

第四十条 通関業者がない者は、通関業者という名称を使用してはならない。

2 通関士でない者は、通関士という名称を使用してはならない。

第六章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた者

二 第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により附された条件又は第九条の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において、通関業を営んだ者

三 第十九条の規定に違反して、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した者

四 第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止の処分に違反して通関業務を行つた者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三十一条第一項の確認を受けた者

二 第三十五条第一項の規定による通関業務に従事することの停止又は禁止の処分に違反して通関業務に従事した者

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定により大蔵大臣がしたために反して料金を受けた者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員の質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

二 第三十三条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

三 第四十条の規定に違反して通関業者又は通関士という名称を使用した者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条第一項(第三号を除く。)、第四十二条第一号、第四十三条又は前条第一号若しくは第三号の規定に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に税関貨物取扱人法(以下「旧法」という。)(第二条第一項の規定による免許の申請をしていない者については、第三条から第五条までの規定を適用せず、なお旧法第二条第一項の規定の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定による免許を受けている者及び前項の規定の適用を受けて同条第一項の規定の例による免許を受けた者(これらの者で次項の規定による更新の免許を受けたものを含む。)(は、この法律の施行の日から三年間は、第三条第一項の規定による税関長の許可(これらの免許に条件が附されているときは、当該条件を附された当該許可)を受けた者とみなす。

4 前項の場合において、同項の免許に附された期限が経過するときは、税関長は、同項の期間内は、従前の例によりその更新をすることができ。

5 附則第三項の規定の適用を受ける者に係る旧法第二条第二項に規定する免許料及び旧法第五条に規定する身元保証物については、なお従前の例による。

6 附則第三項の規定の適用を受ける者については、第十三条第一項の規定は、適用しない。

7 附則第三項及び前項の規定は、同項に規定する者で第十三条第一項の要件を備えるものうち第六号各号の一に該当しないものにつき、附則第三項の期間内において第三条第一項の許可をすることを妨げない。

8 旧法又はこれに基づく命令によつてした処分(附則第十二項の規定によりされる処分を含む。)(手続その他の行為(附則第二項の免許の申請及び附則第三項の免許を除く。)(は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

9 第六条第五号及び第八号、第十一条第一項第二号、第十二条第二号、第三十一条第二項第一

官 外 (号 外)

号並びに第三十二条第二号の規定の適用については、旧法に基づいて刑に処せられた者は、この法律に基づいて刑に処せられた者とみなす。 10 第二十四条の規定の適用については、旧法に基づく税関貨物取扱人の業務で同条に規定する政令で定める通關業務に相当するものに従事した期間は、通關業者の当該通關業務に従事した期間とみなす。	る。 14 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。 第四条第二十六号を次のように改める。 二十六 通關業の許可をし、これを営む者を監督し、及び通關士試験を行なうこと。 第九条の二第五号を次のように改める。 五 通關業の許可、通關業者の監督及び通關士試験に関すること。	16 登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。 附則第八条に次の一項を加える。 3 通關業法(昭和四十二年法律第 号)附則第三項(税関貨物取扱人の経過措置)の規定により同法第三条第一項(通關業の許可)の規定による税関長の許可を受けた者とみなされたる者で同法附則第三項の期間内に同条第一項の許可の申請の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通關業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。 よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和四十二年五月三十日 衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿
11 この法律の施行の際現に通關業者という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、第四十条第一項の規定は、適用しない。	15 関税法の一部を次のように改正する。 第十三条の三中「税関貨物取扱人」を「通關業者」に、「税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)第一条」を「通關業法(昭和四十二年法律第 号)第一条第三号」に改める。 第一百五條第一項第六号及び第一百十條第二項中「税関貨物取扱人」を「通關業者」に改める。 第一百十三條の二中「税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通關業務を委託した者」を「通關業者」に改める。	別表第一の第二十七号中「税関貨物取扱人の免許」を「通關業の許可」に、「税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)第二条」を「通關業法(昭和四十二年法律第 号)第三条」に、「免許件数」を「許可件数」に改める。	東京国税局に北沢税務署を、大阪国税局に東淀川税務署を、広島国税局に、広島南税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。
12 この法律の施行前に税関貨物取扱人の業務に關する法令に違反し、又は旧法の規定に基づく税関長の命令に違反した行為に対する税関長の処分については、なお従前の例による。	13 この法律の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる身元保証物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	件	件

別 紙

新設する税務署

所 税 局 轄 区 域	府 都 県 名	税 務 署 名	位 置	管 轄 区 域
東 京	東 京	北 沢	世田谷区	世田谷区のうち代沢一丁目から代沢五丁目まで、北沢一丁目から北沢五丁目まで、代田一丁目から代田六丁目まで、羽根木一丁目、羽根木二丁目、大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目から松原六丁目まで、赤堤一丁目から赤堤五丁目まで、梅丘一丁目、梅丘二丁目、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目から宮坂三丁目まで、桜上水一丁目から桜上水五丁目まで、上北沢一丁目から上北沢五丁目まで、世田谷三丁目二千三百五十番地・二千三百八十四番地・二千四百六十番地・二千五百八十三番地、世田谷五丁目二千九百八十番地・二千九百八十二番地、経堂町、廻沢町、船橋町、八幡山町、粕谷町、烏山町、給田町
大 阪	大 阪	東 淀 川	東淀川区	東淀川区

広
島
 広
島
 広
島
 南
 広
島
 市

広島市のうち青崎一丁目、青崎二丁目、東青崎町、堀越一丁目から堀越三丁目まで、向洋本町、向洋中町、向洋大原町、月見町、小磯町、京橋町、的場町一丁目、的場町二丁目、金屋町、稻荷町、松川町、比治山町、比治山公園、比治山本町、皆実町一丁目から皆実町三丁目まで、段原大畑町、段原東浦町、段原中町、段原新町、段原末広町、段原日出町、段原山崎町、南段原町、上東雲町、東雲本町一丁目から東雲本町三丁目まで、東雲一丁目から東雲三丁目まで、東霞町、西霞町、霞町、出汐町、旭町、仁保新町一丁目、仁保新町二丁目、東本浦町、西本浦町、本浦町、黄金山町、仁保一丁目から仁保四丁目まで、日字那町、楠那町、丹那町、丹那新町、山城町、南大河町、北大河町、仁保町、仁保沖町、翠町、字品町、元字品町、出島町、似島町、佐伯郡のうち大柿町、能美町、沖美町

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいだいま議題となりました一法律案外一件につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず通國業法案について申し上げます。

本案は、現行の税関貨物取扱入法が明治三十四年に制定されて以来、今日まで、実質的な改正が行なわれておらず、また、昨年十月より関税について申告納税制度が採用されたことに伴い、今回、実情に即した制度の整備をはかるため、現行法を全文改正しようとするものであります。

以下その概要を申し上げますと、

第一は、税関貨物取扱入法の名称を通國業法と改めることとし、

第二は、通國業者の営業の範囲、許可の基準及び欠格事由等について、現状に即するよう規定の整備を行ない、

第三は、通國業者は一定の資格試験に合格した通國士を各営業所ごとに少なくとも一名以上配置しなければならないこととし、

第四は、通國業者の業務の遂行について、秘密を守る義務、料金の揭示義務、信用失墜行為の禁止等の規定を設け、利用者の利益の保護をはかることとし、その他、通國業者及び通國士に不正が

あった場合の処分、罰則等に関して、所要の規定の整備をはかることとしております。

なお、経過規定として、従来の税関貨物取扱入については、三年間は従来どおり営業を認め、その許可への切りかえについては、許可の基準を緩和する等の措置を講ずることとしております。

委員会における審議の詳細につきましては、會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めめるの件について申し上げます。

本件は、最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかるため、東京国税局に北沢税務署を、大阪国税局に東淀川税務署を、広島国税局に広島南税務署をそれぞれ設置することについて国会の承認を求めようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、通國業法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めめるの件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、船舶整備公団

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律

船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)

の一部を次のように改正する。

第二十六條の二中「長期借入金」の下に「又は船舶整備債券」を加え、「第二條第一項」を「第二條」

に改める。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他運輸大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしよ
うとするとき。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 ただいま議題となりました法律案
について、運輸委員会における審議の経過及び結
果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、第一に、船舶整備公団の資
金の調達を円滑にするため、その発行する船舶整
備債券にかかる債務について政府が保証すること
ができるよう改め、第二に、公団の余裕金の運用
の効率化をはかるため、従来の方法のほか、運輸
大臣の指定する有価証券の取得を認めようとする
ものであります。

委員会におきましては、内航海運対策の進捗状
況と今後の見通し、及び公団の資金構成と公団経

理との関係等について質疑が行なわれましたが、
詳細は会議録に譲りたいと存じます。

以上で質疑を終るし、討論、採決の結果、本法
律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、
これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、宮内庁法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議
題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長豊
田雅孝君。

田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

宮内庁法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を
次のように改正する。

第十一条中「次のとおりを」を「二百十六人」に改

め、同条の表を削る。

附 則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行す
る。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました宮内庁

法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委

員会における審査の経過並びに結果を御報告申し
上げます。

現行の宮内庁法では、宮内庁の職員の定数は、
特別職と一般職とを区分してそれぞれその定数が
定められているのでありますが、本法律案は、同
庁職員の定員管理の合理化をはかるため、その区
分を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、一般職と特別職の区分
を廃止する具体的理由、宮内庁職員の待遇改善、
新宮殿建設の進捗状況等について質疑が行なわれ
ましたが、その詳細は会議録によって御承知願
いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、
本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、
これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号 石炭鉱業再建整備臨時措置法案

五七八

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長鈴木壽君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

石炭鉱業再建整備臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、急激かつ大規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずることにより、石炭鉱業の再建整備を図り、もつて将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を遂行させることを目的とする。

(再建整備計画)

第二条 石炭鉱業を営む会社であつて、その財務の状況及び掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、次の各号に掲げる事項について定めたる再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

画

一 石炭の生産及び販売並びに財務に関する計画
二 鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産

の合理化のための措置

三 不要資産の処分、経費の節約その他の経営の合理化のための措置

四 資本金の増加、固定した債務の整理その他の資本構成の是正のための措置

2 前項の財務の状況及び掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により認定を受けた旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理の基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照して確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 前条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なものであること。

二 前条第二項第二号から第四号までに掲げる措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化又は資本構成の是正のため適切なものであること。

2 通商産業大臣は、前項の認定をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(元利補給契約)

第四条 政府は、前条第一項の認定を受けた会社が、日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める金融機関(以下「金融機関」と総称する。)から昭和四十一年三月三十一日以前において借入れ、昭和四十二年四月一日現在において借入残高のある借入金(償還期間(すえおき期間を含む。))が一年未満のものとして借り入れたもの及び石炭鉱業合理化事業団から借り入れた石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第二十六条第二項第九号に規定する近代化資金として借り入れたものを除く。)のそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次の各号に適合するものとしたときは、第一号に規定する償還期間における変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払のための補給金を交付する旨の契約(以下「元利補給契約」という。)を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 変更に係る部分の借入金の償還期間が、昭和四十二年四月一日から起算して、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては十二年、その他の金融機関からの借入金にあつては十年となつてゐること。

二 変更に係る部分の借入金の利率が、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては年六分五厘、その他の金融機関からの借入金にあつては年五分となつてゐること。

三 変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつてゐること。

2 政府が元利補給契約を結ぶ場合における元利補給契約に係る借入金の元本の額は、千億円を限度とする。

(再建整備計画の変更)

第五条 政府と元利補給契約を結んでいる会社(以下「再建整備会社」という。)は、第三条第一項の認定に係る再建整備計画を変更しようとするときは、その変更の内容につき通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 第三条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(利益を計上した場合の納付金)

第六条 再建整備会社は、元利補給契約により政府が交付する補給金(以下「元利補給金」という。)の交付を受けた日の属する営業年度に係る決算について、その財務の状況を第二条第二項の通商産業省令で定める計算の方法により計算した場合において、その財務の状況が同条第一項の基準に該当しないこととなつたときは、当該計算の方法により計算された利益の額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額を限度とする。

2 元利補給金の交付を受けた会社は、最後に元利補給金の交付を受けた日の属する営業年度の直接の営業年度から、その日から起算して五年を経過した日の属する営業年度までの各営業年度に係る決算について通商産業省令で定めるところにより計算した利益の額が当該会社の出資の総額又は資本(発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額をいう。)の金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を

控除した額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額から前項及びこの項の規定により当該決算以前の決算に計上した利益に關して国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

(強制徴収)

第七条 通商産業大臣は、前条の規定による納付金を納付しない会社があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた会社があるときは、その督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分例により、これを処分する。この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(延滞金)

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

(元利補給契約の解除)

第九条 政府は、再建整備会社が石炭の生産の事業を廃止したときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

2 政府は、再建整備会社の財務の状況が第二条第一項の基準に該当しないこととなつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

3 政府は、再建整備会社が第十五条の規定による勧告に従わなかつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除することができる。

4 第三条第二項の規定は、前項の規定による元利補給契約の解除について準用する。

(損失の補償)

第十条 政府は、前条第一項の規定により元利補給契約を解除した場合において、当該元利補給契約に係る借入金に係る金融機関が当該借入金の元本の償還に關し損失を受けたときは、当該

金融機関に対し、予算の範囲内で、当該損失の一部を補償することができる。

2 前項の規定により補償する損失は、金融機関が当該借入金に係るすべての担保権を実行し、かつ、当該借入金について保証人があるときは、すべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基づく競売の申立て若しくは委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行なわれたものが行なわれた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかった元本の額の二分の一に相当する金額とする。ただし、金融機関が当該借入金に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該借入金に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使することとが著しく不利である場合において、当該借入金の元本の額のうち償還されるべきものから政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額の二分の一に相当する金額をもつて同項の規定により補償する損失と

することについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

(債権の保全及び取立て)

第十一条 前条第一項の規定により損失の補償を受けた金融機関は、当該借入金については、善良な管理者の注意をもつて、当該借入金に係る債権を保全し、かつ、その取立てに努めなければならない。

2 金融機関が、前条第一項の規定により損失の補償を受けた場合において、当該借入金に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに充当し、なお残額があるときは、その残額の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、同項の規定による補償金の額に相当する金額を限度とする。

(利益金の処分)

第十二条 再建整備会社の利益金の処分に關する決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた

場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。

二 再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(投資等の計画の届出)

第十三条 再建整備会社は、毎営業年度開始前に、その営業年度に行なおうとする投資(融資を含む。)及び重要な財産の処分(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)について、通商産業省令で定める事項を記載した計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 再建整備会社は、前項の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

(実施状況の報告)

第十四条 再建整備会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その再建整備計画の当該営業年度に

係の実施状況について、通商産業大臣に報告しなければならない。

(勧告)

第十五条 通商産業大臣は、再建整備会社とその再建整備計画を実施していないと認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を確実に実施すべき旨の勧告をすることができる。

2 通商産業大臣は、石炭鉱業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

3 通商産業大臣は、第十三条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

(監査等)

第十六条 通商産業大臣は、毎年、再建整備会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による監査を行

なうため、必要があると認めるときは、再建整備会社からその業務若しくは経理に關し報告をさせ、又はその職員に再建整備会社の事務若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 通商産業大臣は、第二条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第六条第二項の通商産業省令の制定又は改廃を行なうとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 この法律は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

3 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七十条中「この法律」の下に「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)」を加える。

(石炭鉱業經理規制臨時措置法の一部改正)

4 石炭鉱業經理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正す

る。

第二条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、石炭鉱業を営む会社が石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)第五条第一項に規定する再建整備会社であるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による指定をしないものとし、指定会社が同法第五条第一項に規定する再建整備会社となつたときは、前二項の規定による指定を取り消さなければならない。

〔鈴木壽君登壇、拍手〕

○鈴木壽君 ただいま議題となりました石炭鉱業再建整備臨時措置法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、石炭鉱業のいわゆる抜本的安定策の重要施策として、石炭鉱業の過重負担を軽減する

ため、通産大臣から再建整備計画の認可を受けた会社の借り入れ金一千億円を限度とし、十ないし十二年間の元利均等で国が元利補給をすることとし、したがって、再建整備会社は業務及び經理の監査を受けねばならず、利益を計上した場合は

一定金額を国庫に納付することにしよとするものであります。

委員会におきましては、労使双方からの参考人を招いて意見を聞くとともに、総合エネルギー政策における石炭の地位、石炭鉱業の再建見直し、私企業としての限界性、出炭の維持と需要の確保、鉱区調整等、石炭鉱業の各般にわたる諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、西田委員より「政府は、今後の石炭対策を一そう強化し、本法が企業努力を失わしめないうる弾力的に運用すべし」という旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書外二件

五八二

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

在議計算書。

日程第十、昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書。

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長

亀田得治君。

日程第九、昭和三十九年度国有財産増減及び現

算書。

審査報告書

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書

一、本件の内容

本件は、日本国憲法第九十条および財政法第四十条その他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額 三、四四六、七六八百万円余

歳出決算額 三、三一〇、九六九百万円余(うち会計検査院の検査未確認額二七、二六七

百万円余)

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額 六、一四八、〇九七百万円余(うち会計検査院の検査未確認額三六百万

円余)

歳出決算額 五、五五七、五八六百万円余(うち会計検査院の検査未確認額八九百万

円余)

国稅収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額 二、九八九、二五二百万円余

支払 支払命令済額 五七、二二七百万円余

歳入組入額 二、九二四、四一九百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額 二、八二八、六五九百万円余

支出決算額 二、六九五、二七八百万円余

である。

二、本件審査の結果

(一) 本件決算について、予算および関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律および諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行なつてきたのであるが、その審査の過程において明らかにされた事実および会計検査院の指摘事項等にかんがみ、内閣に対し、次のような警告を発する必

要を認めた。

(1) 基地周辺における民生安定に関する諸施策については「防衛施設周辺の整備等に関する法律」制定の経緯にかんがみ、一層積極的にこれを推進すべきはもとよりであるが、さらにこの種の施策が効果を上げるためには、地元の実情にあつたいわゆるきめの細かい、一段と行き届いた措置を行なう

よう努力すべきである。

(2) 松山刑務所の看守にかかわる贈賄事件は、矯正行政職員としてあるまじき行為であつてまことに遺憾である。法務省は本件責任のすべてを職員に帰せしめることなく、この種事案の絶滅に一層努力すべきである。

(3) 法務局において、登記関係の事務量が近年非常に増大し、国民は臍本をとるのに手間どる等の不便が生じているので、法務省は、この国民の不便解消のため、思いきつた対策を講ずべきである。

(4) 計画的な巨額の脱税が、検察当局の取調べによつて摘発された事態については、本院において、昭和三十八年度決算審査の結果政府の注意を喚起しておいたが、その後再び同種の事例が発見されたのは遺憾に堪えない。しかも事件の内容が国民全般の政治に対する不信の念を高めるような性質のものであつた点にかんがみ、政府は事の重大性について深く反省するとともに、大口脱税防止の措置をさらに強化すべきである。

(5) 昭和四十年以来決算委員会の国有財産の管理処分に關する活発な審議は、政府における管理方式上のあいつ改正を促したが、これらの改正を实效あらしめる要は運用にある。政府は管理方式改正の経緯に照らし、その具体的運用にあやまちなきを期すべきである。

(6) 社会福祉法人日本ベル福祉協会に対する厚生省の補助金交付のあり方や指導監督については遺憾な点が多い。当局は同協会における社会事業としての運営、經理の現況にもかんがみ、これらの点を猛省、改善努力を傾注し、補助効果の確保、向上を期すべきである。

(7) 共和製糖グループに対する農林漁業金融公庫および農林中央金庫の融資は、担保物件の確認等債権管理について不十分なところがあり、また、その完全な回収はなお相当努力を要すると認められるが、この融資は、政府の甘味資源対策に対応したものであるとしても、両金融機関は、その原資が国の財政資金または農民大衆の預金に依存していることに思いをいたし、資金の運用

に當つては今後一層慎重な配慮を加えるべきであり、政府は両金融機関の指導、監督について十分な反省を行ない、今後遺憾なきを期すべきである。

(8) わが国の企業の九割以上を占める中小企業に關する対策は、一般会計の経費および中小企業金融関係財政投融資額において連年増額される等一層の拡充が試みられているが、これら資金の使用が有効適切でない事例がある等、決して十分であるとは考えられない。とりわけ、中小企業の窮状と倒産が昭和三十九年以降一段と激化の傾向を強めている状況にかんがみ、これら問題の解決について真に効果のある中小企業対策を早急に確立すべきである。

(9) 日本国有鉄道の營業成績は昭和三十九年度以降巨額の赤字を計上し、第三次長期計画の資金調達に影響をおよぼしているが、第三次長期計画は幹線の増設等による輸送力の増強、信号の自動化、踏切の立体交差化等による安全の確保、通勤輸送の過密緩和など国民生活に密接する内容を含んでいるものと認められるから、政府は日本国有

鉄道の經營について一層適切な指導監督を行なうべきである。

(10) 郵政省部内における職員の不正行為は、当局の防止努力にもかかわらずその跡をたない。特に特定郵便局長等管理者の犯行や長期にわたる不正行為が絶えないのは遺憾である。当局は一層実効ある防犯対策を実施してその絶滅をはかるべきである。

(11) 労働者災害補償保険および失業保険の保険料徴収について、毎年多額の徴収不足が会計検査院から指摘されている。当局としても、徴収不足を減少すべく努力しているようであるが、事態は会計検査院の指摘している以上に大きいものであることにかんがみ、労働省として被保険者の生活実態をよく調査のうえ、この種事案の是正、防止に一層努力すべきである。

(12) 住宅建設については、宅地の大量供給、量産化の推進等による住宅コストの引き下げ等の施策を行なうとともに、民間住宅の建設促進のための施策を強化すべきである。

(13) 公共土木事業の請負の実態については、請負にからむ利権、下請と元請の關係にお

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度政府関係機関決算書外二件
受託計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書外二件

五八四

いて改善を要する点が多い。政府は建設業者の指名制度および指導行政の運用の面に反省を加えるべきである。

(四) 災害復旧工事費の査定については例年、会計検査院より指摘されながらいまだ改善のあとが見られないのは遺憾である。政府はこれが絶滅を期すべく一層努力すべきである。

(五) 日本専売公社における歳出のうち、旅費等の一部費目については、いまだ多額の流用増額が行なわれ、その予算額との間にはかなりの開差をきたしている。予算執行の弾力性は是としても、長年にわたるかような事態は予算統制上好ましくない。早急に改善すべきである。

(六) 日本住宅公団の用地取得については、円滑を欠く事態が見うけられる。これが改善の措置をとるべきである。

(七) 本件決算については右の警告を与えることとしたほか、異議がない。

右の通り多数をもつて議決した。よつて報告する。

昭和四十二年六月二十一日

決算委員長 亀田 得治
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十九年度国税収納金整理資金受託計算書

書

昭和三十九年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

昭和四十年十二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

審査報告書

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

書

昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

書

右多数をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和四十二年六月二十一日

決算委員長 亀田 得治
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十一年一月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定によつて、昭和三十九年度国有財産増減及び現在額

総計算書並びに昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 たいい議題となりました昭和三十九年度決算関係四件及び国有財産関係計算書二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和三十九年度決算関係四件は、昭和四十年十二月二十八日、国会に提出され、昭和四十一年三月四日、当委員会に付託されました。

当委員会は、本件決算の審査にあたりましては、会計検査院の検査報告中心の審査ということ

ではなく、国会としての立場から、国民の声の反映としての批判を通して、国会が議決した予算及び関係法律が、適正かつ効率的に執行されたかどうかという点を主眼といたし、さらに必要ならば政策の批判にまでも及ぼすという心がまえで審査を行なった次第であります。かくて、委員会を開くこと二十九回に及び、慎重に審査を重ねました。

なお、審査及び議決の方式についても、種々意見の開陳があり、委員会としては、これに関し、将来一そう財政民主主義の趣旨に沿わしめるよう検討を進めるとの申し合わせをするなどの経過を経たのであります。それらの詳細は会議録によつて御承知を願います。

委員会は、六月十四日質疑を終了し、一昨二十一日、委員長提案の十六項目にわたる警告を与えること、及びそれ以外については異議がない旨の議決案につき討論、採決を行ないました。

討論においては、社会党、公明党及び共産党を代表した委員から、議決案記載の警告事項については賛成であるが、本件決算については数々の不当事項が検査院から指摘され、なお、これは氷山の一角と思われるので、承認することには反対で

ある旨、また自由民主党を代表した委員から、警告を発しながらも決算は承認する旨の開陳がありました。

かくて、討論を終わり、採決の結果、本件決算四件は、多数をもって審査報告書のとおり異議がないと議決されました。

内閣に対する警告事項の内容を要約すれば、次のとおりであります。

(1) 基地周辺における民生安定に関する諸施策については、一段と行き届いた措置を行なうよう努力すべきである。

(2) 松山刑務所の看守にかかわる贈賄事件はまことに遺憾であり、法務省は、この種の事案の絶滅に一そう努力すべきである。

(3) 法務局における登記関係の事務が滞滞し、国民が不便をこうむっているので、法務省は不便解消につき対策をすべきである。

(4) 計画的な巨額の脱税が検察当局の取り調べによって摘発された事態は遺憾にたえない。政府は大口脱税防止の措置をさらに強化すべきである。

(5) 国有財産の管理処分につき、政府は、管理方式上の相次ぐ改正を行なったが、その具体的な運用にあやまちなきを期すべきである。

(6) 社会福祉法人日本ベル福祉協会に対する厚生省の補助金交付については遺憾な点が多い。猛省の上、補助効果の確保、向上を期すべきである。

(7) 共和製糖グループに対する農林漁業金融公庫及び農林中央金庫の融資は、債権管理上不十分などところがあるので、両金融機関は、その資金の運用にあたり、なお一そう慎重な配慮を加えるべきであり、政府もまた両金融機関の指導監督について十分反省すべきである。

(8) 中小企業対策は、決して十分であるとは考えられない。真に効果ある対策を確立すべきである。

(9) 日本国有鉄道の営業成績は、三十九年度以降巨額の赤字を計上している。政府は、国鉄の経営について一そう適切な指導監督を行なうべきである。

(10) 郵政省部内における職員の不品行につき、当局は一そう実効ある防止対策を実施して、その絶滅をはかるべきである。

(11) 労働者災害補償保険及び失業保険の保険料の徴収不足については、労働省は、被保険者の生活実態を調査の上、是正防止に一そう努力すべき

である。

(12) 住宅建設については、民間住宅の建設促進のための施策を強化すべきである。

(13) 公共土木事業の請負の実態については、政府は、建設業者の指名制度及び指導行政の運用の面に反省を加えるべきである。

(14) 災害復旧工事費の査定について、例年会計検査院より指摘されているのは遺憾である。政府は、これが絶滅を期し、努力すべきである。

(15) 日本専売公社における歳出のうち、旅費などの一部費目について、いまだ多額の流用増額が行なわれているが、これは早急に改善すべきである。

(16) 日本住宅公団の用地取得については、円滑を欠く事態が見受けられる。改善の措置をとるべきである。

以上であります。

次に、昭和三十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書について申し上げます。

この二件につきましても、採決の結果、多数を

もって異議がないと議決いたしました次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、三件は、委員長報告のとおり決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	重宗 雄三君
副議長	河野 謙三君
議員	

原田 立君	山高しげり君
中沢伊登子君	市川 房枝君

中尾 辰義君	片山 武夫君	佐藤 芳男君	平島 敏夫君	安井 謙君	増原 恵吉君	中村 波男君	川村 清一君
横井 太郎君	植木 光教君	山下 春江君	山本 利壽君	青木 一男君	小山邦太郎君	大橋 和幸君	柳岡 秋夫君
田代富士男君	森田 タマ君	塩見 俊二君	鍋島 直紹君	重政 庸徳君	鈴木 市藏君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
山崎 齊君	宮崎 正義君	近藤 鶴代君	井野 碩哉君	達田 龍彦君	前川 旦君	渡辺 勘吉君	小林 武君
小平 芳平君	向井 長年君	石原幹市郎君	上原 正吉君	戸田 菊雄君	竹田 現照君	鶴園 哲夫君	林 虎雄君
白井 勇君	伊藤 五郎君	古池 信三君	郡 祐一君	木村美智男君	村田 秀三君	野上 元君	武内 五郎君
林田 正治君	大谷 賛雄君	斎藤 昇君	米田 正文君	小林 章君	近藤英一郎君	山本伊三郎君	松永 忠二君
横山 フク君	白木義一郎君	小林 篤一君	栗原 祐幸君	田村 賢作君	田中寿美子君	北村 暢君	阿部 竹松君
寺尾 豊君	植竹 春彦君	久保 勘一君	北畠 教真君	野々山一三君	櫻井 志郎君	藤田藤太郎君	占部 秀男君
新谷寅三郎君	山本茂一郎君	西村 尚治君	中村喜四郎君	鹿島 俊雄君	井川 伊平君	森 元治郎君	鈴木 壽君
中津井 真君	林田悠紀夫君	内藤蒼三郎君	任田 新治君	赤岡 文三君	松本 賢一君	森 元治郎君	鈴木 壽君
山内 一郎君	柳田桃太郎君	土屋 義彦君	高橋雄之助君	佐野 芳雄君	杉山善太郎君	永岡 光治君	藤田 進君
宮崎 正雄君	船田 譲君	岡本 悟君	楠 正俊君	大森 創造君	松野 孝一君	亀田 得治君	大倉 精一君
平泉 渉君	八田 一朗君	黒木 利克君	丸茂 重貞君	森部 隆輔君	津島 文治君	近藤 信一君	椿 繁夫君
和田 鶴一君	木村 睦男君	山本 杉君	谷村 貞治君	青田源太郎君	森中 守義君	横川 正市君	木村福八郎君
高橋文五郎君	内田 芳郎君	谷口 慶吉君	後藤 義隆君	柴谷 要君	小林 武治君	佐多 忠隆君	岡田 宗司君
大森 久司君	園田 清充君	鈴木 万平君	竹中 恒夫君	大河原一次君	伊藤 顕道君	藤原 道子君	加藤シヅエ君
源田 実君	温水 三郎君	天坊 裕彦君	中野 文門君	加瀬 完君	高橋 衛君	松澤 兼人君	羽生 三七君
岸田 幸雄君	川野 三咲君	仲原 善一君	西田 信一君	吉武 恵市君	中山 福藏君	松澤 兼人君	羽生 三七君
長谷川 仁君	沢田 一精君	迫水 久常君	田中 茂穂君	小柳 牧衛君	小酒井義男君	松澤 兼人君	羽生 三七君
吉江 勝保君	石井 桂君	梶原 茂嘉君	八木 一郎君	田中 一君	光村 甚助君	松澤 兼人君	羽生 三七君
豊田 雅幸君	稲浦 鹿蔵君	森 八三一君	三木與吉郎君	久保 等君	岩間 正男君	松澤 兼人君	羽生 三七君
大竹平八郎君	青柳 秀夫君	木内 四郎君	林屋亀次郎君	須藤 五郎君	森 勝治君	松澤 兼人君	羽生 三七君

政府委員

大蔵大臣	水田三喜男君
厚生大臣	坊 秀男君
農林大臣	倉石 忠雄君
通商産業大臣	菅野和太郎君
運輸大臣	大橋 武夫君
郵政大臣	小林 武治君
労働大臣	早川 崇君
建設大臣	西村 英一君
国務大臣	塚原 俊郎君
国務大臣	二階堂 進君
国務大臣	藤枝 泉介君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
総理府総務副長官	上村千一郎君
大蔵政務次官	米田 正文君
運輸政務次官	金丸 信君

〔第十六号参照〕

審査報告書

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日

本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

外務委員長 赤岡 文三

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百六十一年に締結されたアジア生産性機構規約に基づき、また同規約によつて設立された機構の本部がわが国に置かれてあることにかんがみ、署名されるに至つたもので、その内容は、わが国がその領域内においてアジア生産性機構に法人格を認め、同機構、その職員及び専門家並びに加盟国政府の代表者に対して特権、免除を与えるものであり、その特権、免除の内容は、若干の点を除き、国連又は専門機関の特権免除条約に規定されたものと同一のものである。この協定の締結により、アジ

ア生産性機構の活動を円滑にし、同機構を通じてわが国の経済技術協力を推進することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

外務委員長 赤岡 文三

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、すでに発効している日米間及び日英間の領事条約とほぼ同様のものであり、その内容は、領事館の設置及び特権免除、領事官

の任命手続及び特権免除並びに領事の職務等について規定するものである。また、この条約に附属する交換公文は、日ソ兩國間の特殊な問題として、北太平洋において領海侵犯を理由としてソ連当局により逮捕拘禁される日本国民の保護に関する領事の職務、権能を定めるものである。この条約の締結により、ソヴィエト連邦との間で領事の職務や特権について具体的な取り決めがなされ、わが国の領事の地位及び活動に条約上の保障が与えられることとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

外務委員長 赤岡 文三

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とノールウェーとの間の現行の二重課税防止条約の規定の全般にわたつて改正を加えたものであり、特に、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税の制限、公海における漁獲活動により取得する所得に対する相手国の課税免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の制限税率の引き下げ等の措置がとられている。この条約の締結により両国間の経済交流は一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

運輸委員長 天坊 裕彦

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府が、日本鉄道建設公団の資金の調達の円滑化を図るため、同公団の発行する鉄道建設債券に係る債務を保証することができることとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

下水道法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

建設委員長 藤田 進

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、公共下水道の整備の円滑な促進を図るため、終末処理場の維持管理を除き公共下水道に関する事項の所管大臣を建設大臣とするとともに、終末処理場の維持管理の適正を期するため、厚生大臣の権限に関する規定を整備し、もつて生活環境施設の整備促進を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

下水道整備緊急措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

建設委員長 藤田 進

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定し、下水道の整備を計画的に行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、五箇年間に要する経費として、九千三百億円が見込まれている。

審査報告書

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十三日

文教委員長 大谷 廉之助

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、札幌オリンピック冬季大会の円滑な準備及び運営等に資するため、国あるいは公社等において特別の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

札幌オリンピック冬季大会組織委員会運営費補助金として、昭和四十二年度一般会計予算に六千三百万円が計上されている。

昭和四十二年六月二十三日 参議院會議録第十九号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配達料共)

發行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一四四二(七)